

Title	〔商法五一八〕 海外旅行保険の被保険者の死亡が同行者の故殺によるもので、同行者は被保険者の死亡による保険金受領により利益を享受する立場にあり、保険金受取人と同一の地位にあるとして、保険者免責が認められた事例(岐阜地裁平成二三年三月二三日判決)
Sub Title	
Author	堀井, 智明(Horii, Tomoaki) 商法研究会(Shoho kenkyukai)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2012
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.85, No.1 (2012. 1) ,p.141- 156
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20120128-0141

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

判例研究

海外旅行保険の被保険者の死亡が同行者の故殺によるもので、同行者は被保険者の死亡による保険金受領により利益を享受する立場にあり、保険金受取人と同一の地位にあるとして、保険者免責が認められた事例

岐阜地裁平成二十三年三月三日判決
平一九(ワ)一二七号保険金請求事件、請求棄却、控訴
判例時報二二一〇号一三二頁

〔判示事項〕

- 一 本件免責条項は、公益や信義誠実の原則という趣旨に照らして、保険契約者や保険金受取人以外の第三者の故意による保険事故招致をもって、保険契約者又は保険金受取人の行為と同一のものと評価することができる場合をも含むものと解すべきである。
- 二 第三者の故意により被保険者が死亡したときには、当該第三者と保険契約者又は保険金受取人との経済的利害

の共通性ないし当該第三者が保険金を管理又は処分する権限の有無、行為の動機等の諸事情を総合して、当該第三者が保険金の受領による利益を直接享受しうる立場にあるなど、本件免責条項の趣旨に照らして、当該第三者の故意による保険事故の招致をもって保険契約者又は保険金受取人の行為と同一のものと評価することができる場合には、本件免責条項に該当する。

〔関連条文〕

(平成二〇年改正前) 商法六八〇条、六八三条

〔事実〕

原告 X_1 は専業農家であり、原告 X_2 はこれを手伝っている。Aは X_1 と X_2 (以下、「Xら」とする。)の長男である。Aには長姉B、次姉、三姉がおり、後述する本件保険事故当時、二二歳であった。BはXらの長女で、Aの姉であり、Cの元妻である。BとCは、一六歳のころから交際を始め、昭和六一年一〇月二二日に婚姻し、平成二年一月二六日に協議離婚し、平成八年一月二六日に再婚し、平成二二年九月一五日に再度離婚した。本件保険事故当時、CとBとの仲は良好であり、二人の子をもうけ、家計を一にしていた。CはAとは、Aが生まれたころから面識がある。

Cは、平成八年九月一六日ごろ、 X_1 から、Xらの自宅隣にある X_1 所有の土地を無償で借り受け、同土地上に建物を建築し、以後Cは、Bと同建物に居住していた。Cは平成一〇年ごろ、 X_1 所有の土地を月三万円借り受け(その後、この賃料は払ったり、払われなかったり、という状況であった。)、プレハブの建物を建築し、中古自動車販売を始めたが、一年ほどで廃業した。Cは平成一七年終わりごろにも開業資金として X_1 からBを介して三〇万円を借り入れ、

中古車販売業を営むも、業績はその後も思わしくなく、Cは後述する本件旅行当時、住宅ローンをはじめ多額の借財をしており、本件保険事故後も X_1 からBを介して、平成一八年八月から平成一九年六月にかけて合計約一〇〇〇万円を借りている。Cは、本件旅行前後に経済的困窮が原因で詐欺事件、有印公文書変造等事件、不正競争防止法違反事件、業務妨害事件等の犯罪行為にまで及んでいた。

DとCは、平成一〇年ごろ、共通の知人を通じて知り合い、家族ぐるみにつき合いをしていた。Dもまたガソリンスタンドを経営などしていたが、本件保険事故当時、その経営が行き詰まり、平成一八年ごろ、ガソリンスタンド経営をやめ、別の事業を始めることを計画していた。なお、Dも傷害や、器物損壊事件をおこしたりしていた。

またC(及びB、A、 X_1)は、本件保険事故発生時まで多数の保険事故(自動車事故)を起こしている(そのうち一件は偽装事故の疑いがあるとして保険金が支払われていない)。その際、 X_1 所有の車両に関して保険金が請求された場合もあるが、 X_1 は保険金の請求手続に関与せず、別件で X_1 名義のE信金及びF銀行口座に振り込まれた保険金の収受も関知していない。その他、Cは、本件保険事故直前にも、知人を協力させて偽装事故を起こして保険金を詐

取っていた。B自らも複数回の保険事故を起こしたり、複数回、保険事故を起こした車両に同乗したりしていた。Dもまた知人に対し、平成二〇年一月以降に保険金詐欺への協力を持ちかけたことがあった。

D、その妻及びその子二名（以下、「D家」という。）、C、B及びその子二名（以下「C家」という。）並びにA（以下、これら九名を「Dら九名」という。）は、平成一八年六月二五日から二八日の三泊四日という日程でサイパン旅行（以下、「本件旅行」という。）に出かけた。その際、出発当日に中部国際空港内の保険カウンターにて、Dは、被告Y保険会社の保険代理店業務に従事する従業員らに対し、Dら九名分の海外旅行保険の加入を申し出、A（は自ら）、D家分はDが、B家分はBがそれぞれ代表して海外旅行保険契約を申し込んだ。さらにDは、「もっと高いのではないのか。」と尋ね、Dら九名分の海外旅行保険契約を、死亡保険金一億円のものに変更する旨申入れ、Dが全員分の保険料を支払った。AがYとの間で締結した契約（以下、「本件保険契約」とする。）の内容は、保険期間を平成一八年六月二五日から同月二八日まで、被保険者（旅行者）をA、傷害死亡保険金額を一億円、死亡保険金受取人をAの法定相続人、旅行先をグアム又はサイパン、旅行目的を観

光とするものであった。

なお、傷害死亡保険金一億円という本件保険契約は、通常、空港の保険カウンターでは案内されない特殊なものであり、本件保険事故発生当時、中部国際空港で同契約を締結した者は、同空港の保険カウンターで被告と海外旅行保険契約を締結した者のうち約一パーセントしかいなかった。また、Dら全員分の保険料合計は、本件旅行の旅行代金の一割以上に当たる金額であった。

Aは、本件保険契約の保険期間中である平成一八年六月二七日、サイパン島内のオブジャンビーチにおいて溺死した（以下、「本件保険事故」という。）。

Aが本件保険契約とは別に、保険外交員をしていたBの紹介で生命保険契約を締結していたG生命保険相互会社及び本件旅行を主催した旅行代理店と提携していたH保険会社から、Aの死亡に伴う死亡保険金計約五五三〇万円余がE信金口座に振り込まれたが、BはE信金の通帳及びカードを管理しており、一年にも満たない短期間に四六四〇万円がCの事業資金等にあてるために払い戻され、Bは、このうち原告らが使途を把握していない三九二〇万円（Cへの一〇〇〇万円の貸付けも含む。）についても払い戻していた（Bは他に同じくX₁名義で、Bがカードを管理するF

銀行口座からも金員を払い戻していた。一方、X₁はG及びHの保険金の支払を受けているにもかかわらず、固定資産税の延滞分を一括返済することなく、分割弁済を続けていた。またX₁は、「Bの求めるまま金員を与えており、ある限りの資産を与えるつもりがある。」旨の供述もしている。

Cは本件保険事故後、自動車販売店をX₁の所有地から月額賃料二〇万円を要する某所へ移転し、店舗を新築した。これに要した費用は、主にE信金口座から払い戻された金員によってまかなわれた。

XらはYに対し、本件保険契約に基づき、それぞれ五〇〇万円及びこれに対する平成一八年七月四日から支払済みまで商法定利率の年六分の割合による遅延損害金の支払を求めた。

Xらの請求に対する認否として、Yは、Aが本件保険契約の締結意思を有していたとしても、C及びDの意思が優越していること、Aが同契約の保険料を出捐していないことからして、C及びDが本件保険契約の契約者であり、また、C及びDは、Xらの資産を事実上利用できる立場にあり、本件保険契約の実質的保険金受取人であるとし、本件保険事故は、保険契約者かつ実質的保険金受取人であるC

及びDの故意によって招致されたものである疑いが濃厚であり、偶然的事故ではないと主張した。さらに抗弁として、本件保険事故は、保険契約者かつ実質的保険金受取人であるC及びDの故意によって招致されたものであり、保険契約者又は被保険者の故意、及び傷害死亡保険金を受け取るべき者の故意によって生じた傷害について保険者免責を定めた傷害死亡保険金支払特約条項四条一項（以下、「本件免責条項」という。）に基づく故意免責をはじめ、危険著増による保険契約失効、公序良俗違反等の抗弁を主張した。

〔判旨〕

請求棄却

裁判所はY主張のうち、「Yと保険契約を締結したのはC及びDである。」との主張に対して、契約を締結したのはAであると認められるとし、また、「傷害保険における事故の偶然性とは、被保険者に留まらず、保険契約者及び保険金受取人、さらには実質的にみてこれらと同視することができる者の故意によらないことをも含む」との主張については、本件保険事故は、被保険者であるAにとって予見し得なかった原因による事故であつて、「偶然な事故」であると認められるとしたうえで、本件免責条項による故

意免責については、以下の理由によりこれを認めて、Xらの請求を棄却した。

「……（認定の事実によれば）……次の事情（ア）Aの死因には現場の状況、Aの遺体の状況等からすると不審な点があり、本件保険事故発生時、Aと共に現場ビーチにいたD及びCのA死亡に至るまでの説明に著しく不合理な点があること、イ）D及びCが経済的に困窮していたこと、ウ）XらとCが経済的利害を共通にすること、エ）本件保険契約締結の経緯等が不自然であること、オ）C及びDの親密な関係）カ）C、B及びDが別件で保険金請求等を行っていること（筆者注）が認められ、D及びC両名が、Bを通じて本件保険金をXらから支出させることを企図して、これにより利益を得る目的でAに本件保険契約を締結させ、Aの殺人を目論み、Aは両名の故意により、何らかの方法で溺れさせられ、本件保険事故が発生したものと推認できる」。

「……本件免責条項は、保険契約者又は保険金受取人そのものが故意により保険事故を招致した場合のみならず、公益や信義誠実の原則という本件免責条項の趣旨に照らして、第三者の故意による保険事故の招致をもって保険契約者又は保険金受取人の行為と同一のものと評価することが

できる場合をも含むと解すべきである（最高裁判平成一四年一〇月三日第一小法廷判決参照）。したがって、第三者の故意により被保険者が死亡したときには、当該第三者と保険契約者又は保険金受取人との経済的利害の共通性ないし当該第三者が保険金を管理又は処分する権限の有無、行為の動機等の諸事情を総合して、当該第三者が保険金の受領による利益を直接享受し得る立場にあるなど、本件免責条項の趣旨に照らして、当該第三者の故意による保険事故の招致をもって保険契約者又は保険金受取人の行為と同一のものと評価することができる場合には、本件免責条項に該当するといふべきである。

これを本件についてみるに、Dが本件保険の保険料のすべてを支払っていること、D及びC両名が、Xらの子であるBを通じて本件保険金をXらから支出させることを企図して、これにより利益を得る目的でAに本件保険契約を締結させ、Aの殺人を目論んだこと、Cは、本件保険契約前から、Bを通じて、Xから事業資金等の援助を受けていたことからすると、D及びCは、本件保険事故が発生した保険金の受領による利益を直接享受し得る立場にあったといふことができ、公益や信義誠実の原則という本件免責条項の趣旨に照らして、D及びCが個人的動機によって故意に

Aを死亡させた行為をもってXらの行為と同一のものとして評価することができる場合に当たるといえることができる。

そうとすると、Yは、本件免責条項により本件保険金の支払を免責されるというべきである」。

〔研究〕

判旨賛成

一 本件は、海外旅行保険（傷害保険）において、被保険者が（偶然・急激・外来の事故によって被った身体の傷害によって）死亡した時に死亡保険金につき、保険者の免責が認められるか、という事例であるが、海外での事故で現場の目撃証言もなく、現地警察は事故死として扱っており、刑事事件としては立件されていない。よって、その故殺を立証するのは相当困難なケースであり、保険者としては、一般に支払に应じざるを得ない（現に本件においてもAの死亡に絡み、Y以外の保険会社は保険金支払に应じている。）とも考えるところ、本件被告があえて法廷にて争うという態度を示したことは、実務上、「社会正義の実現」という見地からも注目すべき事例である（自保ジャーナル一八四六号一六四頁以下、本件判決紹介コメント）。また、本件において故殺者とされたのは保険金受取人の娘婿とそ

の友人であり、保険金受取人と同一視するには一見「縁遠い」とも見受けられるような存在であるところ、最判平成一四年一〇月三日民集五六卷八号一七〇六頁（以下、「平成一四年判決」とする。）を引用しつつ、間接事実の積み重ねにより、保険金受取人と同一視すると判じた本件判旨の態度は、モラルハザードの防止を意識したものであると理解できる。

本件では、傷害保険特有の問題としては、傷害保険における事故の「偶然性」の意味について以外は特に争いとならず、またAの死亡も、間接事実の詳細な検討と積み上げにより、それがC、Dの故意によるものである、とする判示部分についても、特に問題はないと思われる。よって本件事例においては、もっぱら保険契約者や保険金受取人以外の第三者が保険事故を招致した場合に保険者の免責が認められるかが問題となろう。本件免責条項及び改正前商法六八〇条一項二号にいう「保険金額ヲ受取ルヘキ者」の解釈としては、一般に保険契約上の保険金受取人名義となっている者のほか、保険金請求権の譲受人や相続人、保険金請求権の質権者等も含まれる（大森忠夫「保険法（補訂版）」（有斐閣・昭和六〇年）二九三頁等）とされる。なお、現行保険法五一条（八〇条）三号は「保険金受取人」と文

言が変更され、同二条五号では「保険金受取人」とは、「保険給付を受ける者として生命保険契約又は傷害疾病定額保険契約で定めるもの」とされ、保険金請求権の譲受人や相続人、保険金請求権の質権者等はこれに含まれないが、保険法五一条（八〇条）三号が類推適用され、結論的にはこれまでと変わらず（潘阿憲「保険法概説」（中央経済社・平成二二年）二四〇頁、結論同旨、岡田豊基「現代保険法」（中央経済社・平成二二年）三六八頁）、これにより生命保険約款の故殺免責条項の適用範囲も狭められるものではないとされる（久保田光昭「判批」別冊ジュリスト保険法判例百選（平成二二年）一七三頁）。ただ、本件事例における故殺者は本来、右の商法・保険法や約款免責条項の対象の外縁に属する者であるといえ、上記の者とは、その位置づけは異なる。そこで、本研究も生命保険における第三者による故意の事故招致の問題として検討することとする。

二 保険契約者・被保険者による被保険者故殺の際の保険者免責の根拠は、判例、学説によると、保険の「偶然性」に反すること（最判昭和四二年一月三十一日民集二一巻一号七七頁のほか、名古屋地判昭和五九年八月八日判時一一六八号一四八頁（以下、「昭和五九年判決」とする。）、東京

地判平成一一年一〇月七日金判一〇七九号四〇頁（以下、「平成一二年②判決」とする。）や、「平成一四年判決」における反対意見等）、保険者は通常（故意の事故招致のよ）うな）著しく高度な危険を引き受ける意思を有しないから、保険契約当事者間の衡平の見地から、このような主観的に危険な事実を除外して保険を引き受けたと解する説（竹濱修「保険事故招致免責規定の法的性質と第三者の保険事故招致（二）」立命館法学一七一号（昭和五八年）六八二頁）もあるが、通説は公益、信義則に反することをその根拠として挙げる（この点に関する研究として、榊基寛「故殺・自殺・保険事故招致免責の法的根拠」江頭憲治郎先生還暦記念『企業法の理論』下巻（商事法務・平成一九年）三一頁以下参照）。特に故殺者が保険金受取人である場合の保険者免責の根拠は公益性、保険契約者の場合は信義則に基づくものであるとする見解（西嶋梅治「保険法（第三版）」（悠々社・平成一〇年）三六四頁以下、江頭憲治郎「商取引法（第六版）」（弘文堂・平成二二年）五一六頁以下等）がある。いずれにせよ、本件のように第三者による保険事故招致の事例の場合、保険者免責となる第三者の範囲が法や約款等で示されていない生命保険にあっては、この公益又は信義則の趣旨を踏まえて、その第三者の範囲、保険者

免責とする理由づけや基準等を考えていく必要がある。

次に、第三者の故意の事故招致に際し、保険者免責を認めるその理論構成であるが、損害保険において、保険の目的物を被保険者に代わって管理する地位にある者の行為を被保険者のそれと評価する、いわゆる「代表者責任論」を生命保険にも応用し、「リスク実現のカギを握っている者」による事故招致か否かという観点から保険者免責の可否を決するべきであるという見解（岡田豊基「判批」文研保険事例研究会レポート一五五号（平成一二年）六頁、西島梅治「判批」銀行法務21五七五号（平成一二年）五八頁）もあるが、生命保険の場合は被保険者の死亡リスクを管理するのは被保険者自身であり、それを第三者が管理するということとは考えがたい（竹濱修「判批」保険事例研究会レポート一七九号（平成一五年）一八頁）ので、生命保険においては、このような見解は採りえず、いわゆる「自己責任主義」を基礎としつつ、説明することとなる。「自己責任主義」とは、被保険者や保険契約者以外の第三者が故意の事故を招致しても、保険者は当然には免責とならないという立場（大森忠夫「保険契約の法的構造」（有斐閣・昭和二七年）二三五頁以下）であるが、そのうえで、いわば修正則として、保険者免責規定（及び同旨の約款）の趣

旨に照らして、被保険者・保険契約者と事故招致者（故殺者）とがある一定の関係にある場合に保険者免責とするも、保険者免責となるその故殺者の範囲はどのような範囲に及ぶ（あるいはどのような場合まで絞り込む）のかが問題となる。

これまで生命保険における第三者の事故招致の問題については、保険契約者・保険金受取人が法人である場合に、法人の代表者その他取締役が、被保険者を故意に殺害した場合に保険者が免責されるかどうか問われるのがほとんどであった。例えば、公表されたものでは、「昭和五九年判決」、札幌地判平成一一年一〇月五日金判一〇七九号三二頁（以下、「平成一一年①判決」とする。）及びその別訴である「平成一一年②判決」、東京高判平成一三年三月一三日判時一七四四号一二五頁（以下、「平成一三年①判決」とする。）、神戸地裁姫路支判平成一三年八月六日生命保険判例集一三卷六二五頁（以下、「平成一三年②判決」とする。）、「平成一四年判決」等がある。

一方、本件と同じく保険契約者、保険金受取人が自然人である事例はあまり多くはないが、大阪地判昭和六二年一〇月二九日文研生命保険判例集五卷一七二頁（以下、「昭和六二年判決」とする。）及び名古屋高判平成二二年四

月二四日判例時報二〇五一号一四七頁（以下、「平成二一年判決」とする。）がある。この昭和六二年判決、平成二一年判決は、いずれも保険金受取人Xの法定代理人である親権者（あるいは殺害後親権者となった）Bが被保険者Aを殺害したとされた事例であり、前者は保険金受取人が二歳の幼児であった場合（保険者は免責。）、後者は、保険金受取人が未成年の子ではあるが、学齢（六歳から一四歳）に達している場合（ただし、BによるAの殺害は認定されず、保険者有責。）であるのに対し、本件は、保険金受取人が成人であり制限能力者ではないこと、かつ、故殺者が保険金受取人の娘婿及びその友人であり、保険金受取人の親権者や後見人、同居家族等でもなく、特筆すべき事例といえる。そして本件判決は、法人が保険金受取人の事例である平成一四年判決の判旨を引用しているが、法人の代表者や取締役でも制限能力者の法定代理人でもないC、Dにおいても、保険金受取人と同一視できるのか、殊に保険金を受け取るべき者と同一視しうる基準として、C、Dの何をもって「保険金受領による利益を直接享受できる立場にある者」に当たるのが問題となる。

保険契約者、保険金受取人が法人である上記諸裁判例においては、若干のニュアンスの違いはあるが、いずれも法

人関係者による被保険者故殺が法人の行為として同一視できるか、という観点から論じている。この点、昭和五九年判決は、やや漠然としており、「……法人は（前記）免責の趣旨に照らし、法人の機関である取締役等の地位にある者の被保険者故殺で法人による被保険者故殺と評価できるものをもって免責事由としていると解するのが相当である」としたうえで、当該会社取締役による被保険者故殺が保険金取得目的であったことと併せ、「……この場合にも保険者が保険金の支払義務を負うことは明らかに公序良俗違反であり、信義誠実の原則に反する」としたが、その他の判決、例えば、前述の平成一四年判決は「……（故殺者が）法人を実質的に支配若しくは事故後直ちに会社を実質的に支配しうる立場にあり、又は、保険金の受領・管理による利益を直接享受しうる立場にあるなど、約款免責条項の趣旨に照らして、故殺者の故意による保険事故招致をもって会社の行為と同一のものと評価することができる場合には、本件免責条項に該当するといふべきである」とし、いわゆる「実質的支配」と「利益の直接享受」の二つの基準を挙げる。

この「実質的支配」と「利益の直接享受」の両者の関係であるが、これについては種々の見解がある。両者が並立

していると読むならば、一つは法人の「実質的支配」が認められる場合（例えば法人の代表者、あるいは事実上の代表者）のほか、「利益の直接享受」が認められる場合（実質的保険金受取人）に保険者免責が認められることになることも解される。もつとも、「実質的に支配」していれば、「実質的な保険金受取人」とも評価されやすいということはいえようから、「実質的支配」という基準は、事実上の代表者という観点と実質的な保険金受取人という観点の両方で問題となりうる（山下友信「保険法」（有斐閣・平成一七年）四七五頁以下）。あるいは、実質的保険金受取人のほか、保険契約の締結に関与し、あるいはその存在を認識して保険金取得目的で故殺した取締役等を実質的な保険契約者として保険者免責の対象とする説（遠山聡「法人契約における被保険者故殺免責」生命保険論集一五八号（平成一九年）一七二頁以下）もある。一方、「実質的支配」は「利益の直接享受」を認めるための判断基準、あるいは前提としてとらえる、との考えをとる説も有力である（後藤元「判批」法学協会雑誌一二二巻二号（平成一六年）二九四頁、今井和男「判批」保険事例研究会レポート一八六号（平成一六年）一一頁。同旨出口正義「判批」NBL七七〇号（平成一五年）一〇八頁）。他人の受領する保険金

につき「利益の直接享受」があるというためには、保険契約の締結、管理等につき、「実質的支配」の事実があるからこそ、「利益の直接享受」があつたといえる（なお、中西正明「生命保険の法人契約と事故招致免責」大阪学院大学法学研究三〇巻一・二号（平成一六年）二九頁以下では、平成一一年①判決への検討において、「実質的支配」者であるが故に、「保険金受領による利益を直接享受する」者たりうる」とし、「利益の直接享受」は「実質的支配」の一つの属性を表現したものである、とする。）。

三 次に、そもそも「実質的支配」あるいは「直接の利益享受」とは具体的にどういう意味であり、またそれはいかなる具体的事実をもつて認められるかが問題となる。

これまでの裁判例をみると、例えば、昭和五九年判決、平成一三年①判決では、会社の代表取締役が被保険者を殺害したケースであり、平成一一年①判決、平成一一年②判決、平成一三年②判決、平成一四年判決は、会社の代表取締役である被保険者を同会社の取締役が殺害した事例であるが、これらの裁判例では、要するに（保険事故発生時、あるいは発生後）故殺者が会社を実質的に支配する「ナンバーワン」たる存在であるかが問われている。もつとも、何をもつて当該故殺者が法人のナンバーワンである

かどうか、あるいは被保険者の殺害によって当該故殺者がナンバーワンとなるかを判断するにはいろいろな見方がある。この点、平成一四年判決によれば、「会社の規模や構成、保険事故の発生時における当該取締役（故殺者＝筆者注）の会社における地位や影響力、当該取締役の会社との経済的利益の共通性ないし当該取締役が保険金を管理又は処分する権限の有無、行為の動機等の諸事情」等を総合勘案して判断する、との基準が示されている（なお、平成一三年②判決は、故殺者である取締役は被保険者であり兄である代表取締役を殺害してもなお、保険金請求時は（兄死亡後、代表取締役に返り咲いてナンバーワンとなった）父親に次ぐ会社のナンバーワンであったため、判旨にも「実質的支配」の文言は挙げられていないが、次期ナンバーワン含みの立場にいたことから、実質的な代表者であり、「利益を直接享受」し得る者（実質的保険金受取人）であるとして、保険者免責を認めている）。

学説では、保険金受取人又は保険契約者と同一視できる法人の関係者の範囲について、第三者の事故招致の範囲を、法人の利益と故殺者の利益とが直結するような場合、例えば、同族会社のオーナー社長等の代表取締役や、高度の支配力を有する株主・社員等の実質的ナンバーワンに限ろう

とする立場（山下・前掲四七四頁以下、特に注67、70参照、後藤・前掲二九五頁も同旨か。）があるが、法人の経営を掌握しているものの、オーナー経営者でなく、経済的に法人と利害を共通しなくても、保険金取得目的を有する場合には、いわゆるサラリーマン社長も含まれるとする見解（高部眞規子「判例解説」ジュリスト一二四五号（平成一五年）一九四頁）や、法人を全面的に支配していなくても、保険契約の締結・継続又は保険金の受領・管理の権限を有する立場であればよい（中西・前掲四九頁）という見解もある。

保険金受取人が個人である事例を見るならば、昭和六二年判決、平成二一年判決は「実質的支配」、「利益の直接享受」という基準を直接用いていない。例えば、昭和六二年判決は、「B（保険金受取人の親権者）は……A（被保険者）を殺害して保険金を詐取する目的で、Aをして保険金受取人をXとする本件保険契約を締結させたこと、Xは当時二歳と年少で、Bの庇護のもとにあり、実質上はBが右保険金の受取人にほかならないことが認められるから、Y（保険者）は商法六八〇条により本件保険契約の保険金支払を免責されると解される」としているが、幼児（二歳）であり、自身で何ら判断する能力もない保険金受取人

に対し、故殺者が単独で親権を持つ法定代理人として、契約を締結、維持管理し、独占的に財産管理もしていたであろうことからすると、保険金受取人を「実質的に支配」し、よって「直接の利益享受」もしていたとも評価しうるから、これらの基準は両方とも、昭和六二年判決にも当てはまるということになる。

一方、平成二一年判決では、控訴人（であり、保険者）であるYからの「Bは、Xらを実質的に支配し、本件保険金受領による利得を直接享受できるといえるから、Bによる保険事故の招致は、保険金受取人であるXらの行為と同一のものと評価すべきである」旨の主張を受けて、判旨は、（仮にBが故殺者として、）公益や信義誠実の原則にてらし、Bの行為がXの行為と同一に評価できるかどうか、という基準を掲げる。そのうえで、X₁からX₄が未成年ではあるが、乳幼児ではなく、本件保険事故発生時において、いずれも学齢期（六歳から一四歳）に達しており、保険金受取人が自分達であり、自分達の保険金であることを認識することができたと認められること、この訴訟時はXらの親権者は故殺者Bであるが、本件保険事故発生当時は、X₁からX₄のうち、X₁、X₂の親権者は被保険者のAであり、彼らはBとは別居していたことから、保険事故発生当時、保

険金の実質的取得者がBであるとは認めがたく、Bの行為をXらの行為と同一に評価することはできない、とする。さらに、保険契約の締結はXらのことを考えてAがなしたもので、Bはそこには関与しておらず、保険金取得目的も認定されていないことからすると、Xらの保険金受取りを否定することは保険契約者であるAの意思に明らかに反し、またXらの利益を著しく侵害するものであつて相当でないとし、もし、Bが保険金をXらのためではなく、自らのためにする危険性があるときには、親権喪失の手続（民八三四条）等によれば足りる、としている。これによると、（同判決で保険者が免責とならなかったのは他の要素もあるものの、）保険金受取人本人に保険金が自分のものであるとの認識がある場合には、生活上、親権者の保護監督下にあつても、親権者である故殺者は保険金受取人を「実質的に支配」したとはいえず、よつて（あるいは）保険金取得による「利益の直接享受」もない、と判断する余地が大きくなってくる。これら二判決からすると、保険契約者・保険金受取人が個人である生命保険契約の場合においては、「実質的支配」及び「利益の直接享受」が認められることにより、第三者の故殺者と保険金受取人とを同一視するには、保険金受取人が自分の立場を認識し、自らの保険金と

して認識することができると否かが大きな要素の一つとして問われているようにも見受けられる。

これに対し、本件判決では、故殺者と保険金受取人を同一視する基準として、「直接の利益享受」のみが挙げられている。保険金受取人がたとえば法人や未成年、成年被後見人等であれば「実質的支配」が「直接の利益享受」を認定するための前提として、ひいては保険者免責の基準として重視されるのは分かるが、本件の場合には、保険金受取人であるXらは成人であり、C、Dと同居していたわけでもなく、生活上、何らかの支配下に置かれていたわけでもない。それゆえに「実質的支配」には触れていない、とも解される。しかし、残る「利益の直接享受」につき、本件判決は、「Dが本件保険の保険料のすべてを支払っていること、D及びC兩名が、Xらの子であるBを通じて本件保険金をXらから支出させることを企図して、これにより利益を得る目的でAに本件保険契約を締結させ、Aの殺人を目論んだこと、Cは本件保険契約前から、Bを通じてX₁から事業資金等の援助を受けていたこと」を「利益の直接享受」を認定する要素として挙げているが、法人契約か個人契約か、という違い（よって「会社の規模や構成」や「会社における故殺者の地位」は、本件では除外されよう。）

はあるとしても、本件においては、行為の動機（保険金取得目的）のほか、上記平成一四年判決の要素と相応しているか、すなわち、C、DがXらから同人の娘であるB経由で、受取人が取得した保険金（相当額）のお金を取得し、自由に処分しうる立場にあったというだけで、利益を「直接」享受する立場にあった、ということが出来るか、一見するとやや疑問に残るところでもある。

本件判決をつぶさにみるならば、「……Cは本件保険契約前から、Bを通じて、X₁から事業資金等の援助を受けていたことからすると、C及びDは本件保険事故が発生した保険金の受領による利益を直接享受しうる立場にあったということができ……」と判示しているが、確かにC、DはX₁の取得した保険金を事実上は自由に取得できる状況にあったとはいえず、Xらは法人や制限能力者ではなく、かつ、Bという存在を通じて利益を取得することとなる。ここにいう、「直接」という言葉の意味はどういう意味か。仮に保険者からの保険金の受領、そして管理・処分を故殺者が自らの意思で、直接自由に行うことができる立場にあるのを「利益の『直接』の享受者」というのだとすれば、本件のC、Dは「直接」ではなく、「間接」の享受者になるのではないか、とも思われる。右の意味でこれを「直接」と

いうとしたら、保険金受取人の行為と同一視できる対象者は、殺害に直接関与したC、Dだけでなく、BをC、Dの一味とみること、利益を「直接」に享受しうることにならぬのではないか、と考えられる。確かに本件において、BはAの殺害行為には関与しておらず、あるいはC、Dと共謀・教唆したとの事実認定もない。しかし、BはCと同居し生計を一にしていた（経済的一体性があつた。）との事実認定もあり、さらにX₁は、娘であるBに対しては、Bの求めるまま、保険金を含む金員をはじめ、ある限りの資産を与えるつもりがあつた旨の事実、BがCらの求めるままX₁の口座から金員を引き出していたことからすれば、B、C、Dの三人を一体として捉えることが必要である。

そして、かような見方をするならば、本件判旨においては「実質的支配」は挙げられていないが、これは「実質的支配」がなくても「利益の直接的享受」に当たるといふわけではなく、本件事例においても、C、DはX₁らの生活や財産を全面的に支配しているとの認定はないものの、Bが通帳を管理し、預金の引き出し等を自由に行っていた事実を問題とするならば（少なくとも保険金の管理についていうならば）、ここに「利益の直接的享受」の前提としての「実質的支配」も存在したと解することもできよう。すな

わち、C、D（及びB）がX₁らの保険金（が入る銀行通帳）を「実質的に支配」し、それが前提となつて保険金の「利益を直接に享受」する立場にあつたと解しうることになり、先にみた「実質的支配」とは「利益の直接享受」の前提あるいは判断要素であると解する立場とも整合する。ただし、「実質的支配」の意義は、一人で保険金受取人の全生活や全財産関係を独占的に管理下に置いている場合のみではなく、保険契約関係についてのみ、支配・管理していることをもって足りる、という場合も含め、やや幅をもつて解しうることとなる。仮にこのように構成するならば、本件においては、C、DとBとの一体性、あるいはBを用いてX₁らを支配し、X₁らに対して影響力がある、ということを示す上記諸事実をもつて、C、D（及びB）により、X₁らを「実質的に支配」し、それがゆえに、C、Dが保険金取得による「利益を直接に享受」する、と判ずることになると思われる。

一方、仮に「実質的支配」と「利益の直接享受」の基準は並立し、「実質的支配」はなくとも「利益の直接享受」がある、と解する場合、「直接」の意味は、上記のような意味とは異なってくる。すなわち、保険金の受領・管理・処分についてはあくまでもBという第三者を経由してであ

り、利益の攫取という点では故殺者であるC、Dの意思は直接及ばないものの、経済的利益は他者に散逸せず、事実上その大半がC、Dに帰属する可能性が高い場合、という意味として捉えられるといえる。ただ「利益の直接享受」をこのように解するならば、C、Dの意思によらずして、X₁及びBという意思能力も行為能力もある者の自由意思によりながらも、保険金取得による利益が最終的にほぼ全額C、Dに帰属すること、C、Dに被保険者故殺によって保険金（相当額）が（B経由で）自身にもたらされるという認識があることを、X₁とB、BとC、Dの関係から認定する必要がある。本件の認定事実においては、X₁がBにはある限りの資産を与えるつもりがあるとしていること、これまでも事実上、Bの望むまま、Cの事業継続のためにそうしてきたこと、BとC、Dが経済的利益を共通にしていたこと、そして後述するC、Dの動機等が問題となる。

本件判決は、法人の生命保険契約における事例において、法人と故殺者とを同一視しうる場合を、高度の支配力を持つオーナー経営者等、会社の利益と故殺者個人の利益とが共通する場合に限定しようとする立場、あるいは保険金受取人が自然人の事例において、保険金受取人の保険金收受に対する認識が考慮要素とされた昭和六二年判決及び平成

二一年判決の系譜からすれば、「利益の直接享受」における「直接」の意味、あるいは「実質的支配」の意味につき、ややその意味・範囲の拡張を示唆した判決であると評価することができるが、結論としては本件判決を支持したい。もとより、平成一四年判決を巡る評価において、上記二基準の相互の関係及びその範囲については未だ議論のある中、更なる判決例の集積が待たれるところである。

四 残された問題として、保険者免責を認める要件（あるいは要素）として、故殺者に保険金取得目的は必要か否かという問題がある。被保険者殺害の「動機」には、怨恨等全くの個人的な理由、会社内での主導権争い、保険金取得目的等さまざまである。行為の動機が上記「実質的支配」を認定するか否かの判断基準としては、あるいは会社内での主導権争いといった動機が問題とされることもありえようが、一般に問題となるのは保険金取得目的の有無である。昭和六二年判決も、保険金取得目的（詐取目的）を認定して、保険者を免責する理由の中に入れていた。本件判決においても、「C、D両名がBを通じて本件保険金をX₁から支出させることを企図して、これにより利益を得る目的でAに本件保険契約を締結させ、Aの殺人を目論んだこと……」とある。この点、保険者免責とする要件として故殺

者の保険金取得目的を必要としない、という立場(中西、前掲五〇頁、榊素寛「判批」商事法務一八〇二号(平成一九年)五〇頁、山下・前掲四七六頁の注71)と、必要とする立場(潘阿憲「保険金支払義務と免責事由」『新版 生命保険の法律問題』金融商事判例一一三五号(平成一四年)一一〇頁以下。なお、洲崎博史「判批」別冊ジュリス ト商法(保険・海商)判例百選(第二版)(平成五年)一一頁では、保険契約の締結に自ら関与した法人の代表者による故殺以外の場合に、江頭・前掲五一七頁では、法人の実質的オーナー以外の者による故殺の場合に、保険金取得目的が問われるとしている)、あるいは他の要素とともに考慮要素の一つとして考える立場(高部・前掲一九四頁)があるが、一般論として、「保険金を受け取るべき者」の故意の事故招致の際の保険金取得目的については、保険者免責の要件としてはこれを問わない、とした最判昭和四二年一月三十一日との整合性からすれば、保険金取得目的は、保険者免責の要件として常に必要であるとまでは言えない。ただし、保険契約者・保険金受取人と故殺者との同一性を問題とするとき、保険契約者・保険金受取人と故殺者との関係性を判断するその他の要素とともに、両者の同一性を判断する要素の一つとして問うことはありうる。特に上記

のように、「実質的支配」にしても「利益の『直接』享受」にしても少し幅を持たせて解するとすれば、その度合いが相対的に薄いときには、保険金取得目的の有無が保険者免責の可否に影響を及ぼすこともありえよう(藤田友敬「判批」別冊ジュリスト保険法判例百選(平成二二年)一七一頁)。

追記・本件判決に関する評釈には、土岐孝宏・法学セミナー六八二号(平成二三年)一三一頁、石田満・保険毎日新聞(二〇一一年八月二四日付)四頁がある。

堀井 智明